毎週火・金曜日発行

※北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　次

告　示

○消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施　（防災消防課）　五三
○産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等（二件）　（廃棄物対策課）　五四
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請　（生活振興課）　五五
○身体障害者福祉法による医師の指定　（障害者保健福祉課）　五五
○身体障害者福祉法による更生医療を担当させる医療機関の指定　（障害者保健福祉課）　五六
○生活保護法による介護機関の指定　（保護課）　五七
○生活保護法による介護機関の変更等の届出　（保護課）　五七
○土地改良区の役員の退任の届出　（土地改良指導課）　五八
○土地改良事業計画の変更の認可　（土地改良指導課）　五八
○道営土地改良事業変更計画の決定　（土地改良指導課）　五八
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定　（土地改良指導課）　五八
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定　（土地改良指導課）　五八
○土地改良事業の計画変更の同意　（土地改良指導課）　五八
○一般競争入札による道有財産（林業機械）の売払い　（林業振興課）　五八
○知事権限に係る保安林の指定（二件）　（治山課）　六〇
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定　（治山課）　六一
○知事権限に係る保安林の指定の解除　（治山課）　六三
○公共測量の実施の通知　（建設部総務課）　六三
○道路の区域の変更（三件）　（道路整備課）　六三
○道路の供用の開始　（道路整備課）　六四
○道路の区域の変更及び供用の開始　（道路整備課）　六四
○都市計画の変更の案の縦覧　（都市計画課）　六五
○都市計画事業の認可　（都市環境課）　六五
○都市計画事業の認可　（公園下水道課）　六五
○過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の完了　（公園下水道課）　六五
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正　（出納局総務課）　六五
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正　（物品管理課）　六六

公　表

○北海道苦情審査委員の活動状況報告　（道民相談センター）　六六

公　告

○公募型プロポーザルの実施　（文化振興課）　六七

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了（二件）　六八

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示　六八

道教育庁釧路教育局告示

○特定調達契約（物品の賃借）に係る入札の公告　六八

道地方労働委員会訓令

○北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部改正　七〇

道収用委員会告示

○土地収用法に基づく使用裁決手続の開始の決定　七一

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正　七二

告　示

北海道告示第1708号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、消防用設備等の工事又は整備に関する講習（以下「消防設備士講習」という。）を次のとおり実施する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達　也

1　開催地及び講習区分

開催地	講習区分
札幌市	全種類（消火設備、警報設備、避難設備・消火器）
函館市	消火設備及び警報設備
旭川市	警報設備及び避難設備・消火器
室蘭市	消火設備及び警報設備
釧路市	消火設備及び警報設備
帯広市	警報設備及び避難設備・消火器

北見市　消火設備及び警報設備
苫小牧市　警報設備及び避難設備・消火器

2　受講対象者
次の各号のいずれかに該当する者
(1)　消防設備士免状の交付を受けた日から２年以内の者で、消防設備士講習を受けたことのないもの
(2)　消防設備士講習を受けたことのある者で、当該講習を受けた日から５年以内のもの

3　受講申請書の受付期間　平成13年12月３日（月）から17日（月）まで（郵送の場合は、12月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4　講習の開催日時及び会場　別途受講申請者あてに通知する。

5　講習の内容
(1)　消防用設備等関係法令に関する事項　２時間
(2)　消防用設備等の工事又は整備に関する事項　４時間
(3)　防火に関する他法令等に関する事項　１時間

6　受講手数料　講習区分ごとに7,000円（北海道収入証紙により納入すること。）

7　受講申請書の送付先　郵便番号 060－0005　札幌市中央区北５条西６丁目２番２号　札幌センタービル　12階　社団法人北海道消防設備協会（電話番号 011－205－5951）

8　その他
(1)　受講申請書は、各消防本部、各支庁地域政策部地域政策課、北海道総務部防災消防課又は社団法人北海道消防設備協会に請求すること。
(2)　受講申請書提出後の受講地の変更は、認めない。

北海道告示第1709号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第１項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達也

1　申請の概要
(1)　申請年月日
平成13年９月18日
(2)　申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
虻田郡倶知安町字峠下
ニセコ運輸有限会社　代表取締役　古谷　和之
(3)　産業廃棄物処理施設の設置の場所
虻田郡倶知安町字峠下86番地
(4)　産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第７条第14号ロ、ハ（安定型最終処分場及び管理型最終処分場）
(5)　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿、動物の死体

2　法第15条第２項及び第３項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
(1)　縦覧の場所及び時間
ア　北海道後志支庁地域政策部環境生活課　午前９時から午後５時15分まで
イ　倶知安町住民部環境対策課　午前８時45分から午後５時15分まで
(2)　縦覧の期間
平成13年10月12日から同年11月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3　意見書の提出
(1)　この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
(2)　意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
(3)　意見書は、北海道知事（郵便番号 044－8588　虻田郡倶知安町北１条東２丁目　北海道後志支庁地域政策部環境生活課）に平成13年11月19日（月）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1710号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の２の４第１項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達也

1　申請の概要
(1)　申請年月日
平成13年９月27日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
古平郡古平町大字浜町609番地の３
古平産業有限会社　代表取締役　鶴谷　啓一
(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
古平郡古平町大字歌棄町280番２、280番３、字イナリ沢147番
(4) 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第７条第14号ロ（安定型最終処分場）
(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず

2　法第15条第２項及び第３項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
(1) 縦覧の場所及び時間
ア　北海道後志支庁地域政策部環境生活課　　午前９時から午後５時15分まで
イ　古平町住民課　　午前10時から午後４時まで
(2) 縦覧の期間
平成13年10月12日から同年11月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3　意見書の提出
(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 044－8588　虻田郡倶知安町北１条東２丁目　北海道後志支庁地域政策部環境生活課）に平成13年11月19日（月）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1711号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり定款の変更（名称に関する変更）の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定により公告する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　申請のあった年月日　　平成13年９月６日
2　特定非営利活動法人の名称　　障害者・児尚之基金
3　代表者の氏名　　川端日出夫
4　主たる事務所の所在地　　北海道帯広市西16条南６丁目11番９号
5　定款に記載された目的　　この法人は、障害者（児）、老人及び更生施設等の福祉を増進しようとする団体、個人への活動支援を行うことを目的とする。

北海道告示第1712号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

氏名	診療科目	従業場所	指定年月日
矢島　知己	外科	恵庭第一病院	平成13. 9.27
菅田　忠夫	神経内科・内科	札樽・すがた医院	同
安喰　稔	神経内科	総合病院伊達赤十字病院	同
種市　洋	整形外科	美唄労災病院	同
阿部乃里子	眼科	介護老人保健施設エーデルワイス	同
半田　洋	内科	聖ヶ丘サテライトクリニック	同
長内　一	眼科	総合病院浦河赤十字病院	同
太田　博史	整形外科	恵庭第一病院	同
西部　正泰	外科・心臓血管外科・リハビリテーション科	ひこばえの会恵庭みどりのクリニック	同
北川　朋子	内科	ひこばえの会恵庭みどりのクリニック	同
山賀　昭二	外科	羅臼町国民健康保険病院	同
森谷　寛	内科	羅臼町国民健康保険病院	同
藤崎志保子	内科・小児科	医療法人社団慈友会望ヶ丘医院	同
工藤　勝利	眼科	医療法人秀真会上磯藤岡眼科	同
植木　佳示	耳鼻咽喉科	医療法人社団駒草会植木耳鼻咽喉科クリニック	同
清水　紀之	外科	市立根室病院	同
小熊　大士	整形外科	留萌市立総合病院	同
青柳麻衣子	眼科	滝川市立病院	同
亀嶋　秀和	外科	滝川市立病院	同
石井　賢治	内科	幌加内町国民健康保険病院	同
島田　健	内科	幌加内町国民健康保険病院	同
竹内　理恵	内科	栗山赤十字病院	同

及川　敏文	内科	栗山赤十字病院	平成13. 9.27
佐藤　浩樹	心臓血管外科	砂川市立病院	同
齋藤　有	外科	砂川市立病院	同
酒井　寛人	循環器科	岩見沢労災病院	同
銭丸　達也	眼科	銭丸眼科	同
濱口　杉大	内科	松前町立松前病院	同
長谷川千恵子	リハビリテーション科	医療法人雄心会函館新都市病院	同
加藤　孝顕	脳神経外科	医療法人雄心会函館新都市病院	同
伊藤　崇	内科	ＪＡ北海道厚生連沼田厚生病院	同
田上　清一	内科	岩見沢労災病院	同
吉田　正史	内科	市立根室病院	同
小原　啓	外科	小林病院	同
佐藤　一義	心臓血管外科	国立函館病院	同
齊藤　幸裕	外科	留萌市立総合病院	同
西　雅子	整形外科	社会福祉法人北海道社会事業協会岩内病院	同
原口　浩一	脳神経外科	岩見沢脳神経外科	同
森　康喜	内科	市立三笠総合病院	同
柴田　昇	整形外科	市立三笠総合病院	同
山崎　泰弘	整形外科	新日鐵室蘭総合病院	同
南部　忠詞	循環器科	総合病院伊達赤十字病院	同
前田　祥恵	眼科	苫小牧市立総合病院	同
中西　京子	内科	国立登別病院	同
津田　肇	整形外科	国立登別病院	同
川原田　仁	内科・消化器科・循環器科	にっしん内科クリニック	同
堀口　貞子	内科・小児科・リハビリテーション科	医療法人豊慈会釧路北病院	同
鉢呂　芳一	循環器科	北海道立釧路病院	同
岡本　美穂	内科	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	同
齊藤　晋	内科	ＪＡ北海道厚生連美深厚生病院	同
眞岸　克明	内科	名寄市立総合病院	同
佐藤　俊哉	小児科	岩見沢市立総合病院	同
片井　麻貴	眼科	岩見沢市立総合病院	同
山口　貞祐	内科・消化器科	医療法人財団明理会道南ロイヤル病院	同
田中　藤樹	小児科	国立療養所小樽病院	同
佐藤　未来	内科	国立療養所北海道第一病院	同
金子　太郎	眼科	八雲総合病院	同
佐々木吉明	小児科	枝幸町国保病院	同
片井　学	整形外科	滝川市立病院	同
岩崎　智紀	整形外科	市立赤平総合病院	同
黒瀧　武洋	外科	滝川市立病院	同
白井和歌子	脳神経外科	名寄市立総合病院	同
須藤　幸雄	心臓血管外科	王子総合病院	同
池田　理恵	循環器科	市立室蘭総合病院	同
山口　浩史	外科	常呂町国民健康保険病院	同
西川　浩司	内科	医療法人社団平成会川湯温泉病院	同
佐久間信行	呼吸器科	道立釧路病院	同

北海道告示第1713号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の２第１項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達也

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
岩見沢脳神経外科	岩見沢市８条西９丁目	中枢神経に関する医療 脳神経外科に関する医療	平成13.10. 1
にっしん耳鼻咽喉科クリニック	苫小牧市桜木町３丁目	耳鼻咽喉科に関する医療	同
ひこばえの会恵庭みどりのクリニック	恵庭市緑町２番地	心臓脈管外科に関する医療	同
厚岸調剤薬局	厚岸町字住の江町３番地188	——	同
有限会社エムネットこぶし調剤薬局	滝川市大町１丁目１番14号	——	同

美瑛調剤薬局	美瑛町本町３丁目101－80	――	平成13.10.1
有限会社今田薬局	名寄市西３条南７丁目１番地	――	同
いなみ薬局	美幌町字稲美59番地104	――	同
りんご調剤薬局	函館市若松町27番13号	――	同
（指定訪問看護事業者）訪問看護ステーション湘南	（指定訪問看護事業者）伊達市松ヶ枝町157－110	――	同
（訪問看護ステーション）訪問看護ステーション湘南	（訪問看護ステーション）伊達市松ヶ枝町157－110		
（指定訪問看護事業者）美瑛町	（指定訪問看護事業者）美瑛町本町４丁目６番１号	――	同
（訪問看護ステーション）美瑛町訪問看護ステーション・アリス	（訪問看護ステーション）美瑛町南町１丁目５番５号		

北海道告示第1714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

名称又は指名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
ヘルパーステーションゆうあい	訪問介護	帯広市大通り南４丁目12番地２	平成13．8．7
ヘルパーステーションせせらぎ	訪問介護	小樽市色内２丁目13番15号	同　13．9．1
有限会社シルバーハウス北の宿	訪問介護	函館市湯川町１丁目14番３号	同　13．8.20
道東勤医協さくら訪問看護ステーション	訪問介護	釧路市桜ヶ岡２丁目18番７号	同　13．8．1
有限会社シルバーハウス北の宿	通所介護	函館市湯川町１丁目14番３号	同　13．8.20
笹本病院	短期入所療養介護	亀田郡七飯町字鳴川町267番地の９	同　13．4．1
グループホームレジデンスポピー	痴呆対応型共同生活介護	小樽市入船４丁目22－３	同　13．8．1
グループホームよろこびの家	痴呆対応型共同生活介護	函館市栄町16番16号	同　13．9．1
高橋病院介護用品レンタル元町	福祉用具貸与	函館市元町32番18号	同
笹本病院	介護療養型医療施設	亀田郡七飯町字鳴川町267番地の９	同　13．4．1

北海道告示第1715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
ヘルパーステーションせせらぎ	訪問介護	小樽市色内２丁目13番15号	平成13．8.31　廃止
訪問看護ステーションひまわり銭函	訪問看護	小樽市銭函３丁目298番地	同　同
訪問介護ステーションりそう	訪問介護	小樽市長橋５丁目６－14	同　13．5．1　変更（名称及び所在地） （変更前）名　称　訪問介護ステーションりそう 所在地　小樽市長橋５丁目６－14 （変更後）名　称　小樽ケアサポート 所在地　小樽市入船１丁目６－15
札樽病院訪問介護事業所ひまわり	訪問介護	小樽市花園４丁目５番121号	平成13．9．1　変更（名称及び所在地） （変更前）名　称　札樽病院訪問介護事業所ひまわり 所在地　小樽市花園４丁目５番121号 （変更後）名　称　ヘルパーステーションひまわり 所在地　小樽市富岡１丁目９番21号
ひまわり会札樽病院指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	小樽市花園４丁目６番112号	平成13．9．1　変更（名称及び所在地）

（変更前）名　称　ひまわり会札樽病院指定居宅介護支援事業所
所在地　小樽市花園４丁目６番112号
（変更後）名　称　ケアプランセンターひまわり
所在地　小樽市富岡１丁目９番21号

ひまわり指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	小樽市銭函３丁目298番地	平成13．9．1　変更（名称）

（変更前）ひまわり指定居宅介護支援事業所
（変更後）ケアプランセンターひまわり銭函

訪問看護ステーションひまわり	訪問看護	小樽市花園４丁目６番113号	平成13．9．1　変更（所在地）

（変更前）小樽市花園４丁目６番113号
（変更後）小樽市富岡１丁目９番21号

北海道告示第1716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

退任年月日	理事・監事の別	氏　名	住　所
平成13．9.21	理　事	東　晋	余市郡仁木町大江２丁目125番地

北海道告示第1717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定により、平成13年10月４日、北見土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第1718号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成13年10月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

地区名	事業の種類	縦覧場所
下　梨	土地改良総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、客土、暗きょ、区画整理）	北海道後志支庁
鳩　山	土地改良総合整備［一般型］（農業用用排水、暗きょ、農道、区画整理）	北海道空知支庁
桃　川	ため池等整備［用排水施設整備］	同
西吉野	畑地帯総合整備［担い手育成型］（農業用用排水、、農道、区画整理、農用地造成、暗きょ、土層改良、農地保全）	北海道十勝支庁

北海道告示第1719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により、平取町の行う土地改良（トエナイ地区基盤整備促進［基盤整備］（農業用用排水））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成13年10月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第1720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の３第５項において準用する同法第８条第１項の規定により、鷹栖町の行う土地改良（川西地区基盤整備促進［基盤整備］（農道））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成13年10月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第1721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の３第５項において準用する同法第10条第１項の規定により、平成13年９月27日、南幌町の行う土地改良（三重南地区基盤整備促進［基盤整備］（農道））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

北海道告示第1722号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）により道有財産（林業機械）を売り払う。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　入札に付する物件及び数量等

(1)　名　　称　　木材乾燥装置

(2)　数　　量　　２基一式

(3)　形式・機械番号　　ＥＨ－65×２型・Ａ－98－026

(4)　製　造　年　月　　平成10年６月

(5)　製　　造　　元　　エノ産業株式会社

(6)　所　　在　　地　　旭川市永山11条１丁目１番５号

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

(1)　禁治産者又は準禁治産者

(2)　破産者で復権を得ない者

3　入札説明書、契約条項その他関係書類を示す場所

(1)　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道水産林務部林業振興課
電話 011－231－4111　内線 28－567

(2)　札幌市中央区北３条西７丁目
北海道石狩支庁経済部林務課
電話 011－231－4111　内線 34－366

(3)　函館市美原４丁目６番16号
北海道渡島支庁経済部林務課
電話 0138－47－9000　内線 2521

(4)　檜山郡江差町字陣屋町336－３
北海道檜山支庁経済部林務課
電話 01395－2－1010　内線 2514

(5)　虻田郡倶知安町北１条東２丁目
北海道後志支庁経済部林務課
電話 0136－22－1111　内線 2521

(6)　岩見沢市８条西５丁目
北海道空知支庁経済部林務課
電話 0126－23－2231　内線 2521

(7)　旭川市永山６条19丁目
北海道上川支庁経済部林務課
電話 0166－46－5111　内線 2521

(8)　留萌市住之江町２丁目１－２
北海道留萌支庁経済部林務課
電話 0164－42－1511　内線 2521

(9)　稚内市末広４丁目２－27
北海道宗谷支庁経済部林務課
電話 0162－33－2510　内線 2514

(10)　網走市北７条西３丁目
北海道網走支庁経済部林務課
電話 0152－44－7171　内線 2521

(11)　室蘭市幸町９番11号
北海道胆振支庁経済部林務課
電話 0143－22－9131　内線 2521

(12)　浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道日高支庁経済部林務課
電話 01462－2－2211　内線 2521

(13)　帯広市東３条南３丁目
北海道十勝支庁経済部林務課
電話 0155－24－3111　内線 2522

(14)　釧路市浦見２丁目２番54号
北海道釧路支庁経済部林務課
電話 0154－41－1131　内線 2521

(15)　根室市常盤町３丁目28番地
北海道根室支庁経済部林務課
電話 01532－3－6131　内線 2514

4　入札執行の日時及び場所

(1)　日　　時　　平成13年11月２日（金）　午後２時

(2)　場　　所　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道庁赤れんが庁舎２階４号会議室

5　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第148条から第150条までの定めるところによる。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6　郵便又は電報による入札

認めないものとする。

7　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた売払予定価格以上で、最高価格の入札をした者を落札者とする。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は北海道知事が発行する納付書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までの指定の場所に納付すること。

9　入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　提出期限　平成13年10月29日（月）（必着）

(2)　提出先　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道水産林務部林業振興課

10　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税及び地方消費税の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(3)　落札者がいない場合は、入札参加者により再度入札を実施する。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合は、入札参加者を対象とした随意契約を行うことも有り得る。

(4)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道水産林務部林業振興課

イ　所在地　札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111（内線 28－567）

(5)　詳細は、入札説明書による。

(6)　この入札の執行は、公開する。

北海道告示第1723号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達也

1(1)　保安林の所在場所　登別市札内町356（次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2(1)　保安林の所在場所　勇払郡厚真町字幌内717の１（次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1724号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達也

1　保安林の所在場所　沙流郡平取町字二風谷266の１・266の３（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、267の１

2　指定の目的　公衆の保健

3　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア　主伐は、択伐による。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1725号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　干害の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所　紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　干害の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1)　保安林予定森林の所在場所　勇払郡早来町字北進161地先・164地先・205の１地先（以上３筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　公衆の保健
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐は、択伐による。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び早来町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1726号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　解除に係る保安林の所在場所　空知郡北村字赤川4090・4353（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的　風害の防備
3　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1727号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定による通知があった。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1(1)　作業種類　公共測量（３、４級基準点）
(2)　作業期間　平成13年７月13日から11月19日まで
(3)　作業地域　天塩町、幌延町

2(1)　作業種類　公共測量（３、４級基準点）
(2)　作業期間　平成13年８月10日から10月29日まで
(3)　作業地域　苫前町

北海道告示第1728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　道道
2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
達布小平町線	留萌郡小平町字達布国有林達布事業区1029林班は小班地先から留萌郡小平町字達布国有林達布事業区1029林班わ小班地先まで	前	42.80mから68.79mまで	133.49m	——	北海道留萌土木現業所
		後	42.80mから83.81mまで	133.49m	——	
小平幌加内線	留萌郡小平町字小平町768番地先から留萌郡小平町字小平町858番１地先まで	前	18.16mから21.66mまで	343.56m	——	同

		後	19.50mから21.66mまで	343.56m	——
達布石狩沼田停車線	留萌郡小平町字達布留萌南部森林管理署1047林班よ小班地先から留萌郡小平町字達布留萌南部森林管理署1047林班よ小班地先まで	前	44.68mから85.13mまで	53.45m	——
		後	44.68mから104.29mまで	53.45m	——

北海道留萌土木現業所

北海道告示第1729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　摩周湖斜里線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
斜里郡清里町水元町７番13地先から斜里郡清里町水元町29番６地先まで	前	10.10mから22.00mまで	965.40m	——
	後	18.00mから25.00mまで	966.40m	——

北海道告示第1730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　勇足本別停車場線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
中川郡本別町西美里別53番１地先から中川郡本別町西美里別36番９地先まで	前	19.60mから23.20mまで	351.80m	——
	前	9.60mから28.80mまで	399.70m	——
	後	19.60mから23.20mまで	351.80m	——

北海道告示第1731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　恵庭栗山線	夕張郡長沼町1092番８地先から夕張郡長沼町1090番１地先まで	平成13.10.16

北海道告示第1732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　道路の種類　　道道
2　路　線　名　　小平幌加内線
3　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
留萌郡小平町字平和163番１地先から留萌郡小平町字平和172番１地先まで	前	15.72ｍから35.80ｍまで	1,733.21ｍ	——
	後	15.72ｍから86.92ｍまで	1,733.21ｍ	——

北海道告示第1733号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第17条第１項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北３条西６丁目（郵便番号 060－8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　都市計画の種類　　道路

2　都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・2・4号　臨港線	小樽市稲穂４丁目	小樽市勝納町	小樽市色内１丁目
幹線街路	3・4・17号　朝里温泉通	小樽市新光２丁目	小樽市朝里川温泉２丁目	小樽市新光５丁目

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

3　縦覧場所　　北海道建設部都市計画課及び小樽市建築都市部都市計画課

北海道告示第1734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　施行者の名称　　札幌市

2　都市計画事業の種類及び名称　　札幌圏都市計画道路事業（３・４・８号北８条通）

3　事業施行期間　　平成13年10月12日から平成18年３月31日まで

4　事業地

収用の部分　　札幌市北区北７条西２丁目、北７条西３丁目、北８条西２丁目及び北８条西３丁目地内

北海道告示第1735号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、次のとおり都市画事業を認可した。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　施行者の名称　　札幌市

2　都市計画事業の種類及び名称　　札幌圏都市計画緑地事業46号丘珠空港緑地

3　事業の施行期間　　平成13年10月12日から平成22年３月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分　　札幌市東区丘珠町地内

(2)　使用の部分　　なし

北海道告示第1736号

過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第15号）第14条の２第１項の規定による公共下水道の工事を次のとおり完了した。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

1　公共下水道の名称　　更別村特定環境保全公共下水道

2　工事の内容及び工事の区域又は区間

終末処理場	河西郡更別村字更別南104番地５地先
進入道路	河西郡更別村字更別南104番地５地先
ポンプ施設	河西郡更別村字更別194番地18地先及び字更別190番地１地先

3　工事完了の日　　平成13年９月20日

北海道告示第1737号

平成９年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　　達　也

環境生活部所管の事項第６項中「北の生活文化振興事業」を「北の生活・スポーツ文化振興事業」に改め、第８項を削り、第９項及び第10項を１項ずつ繰り上げ、第11項を第10項とし、第12項及び第13項を削り、第10項の次に次の１項を加える。

11　広域補導活動促進事業　同

北海道告示第1738号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達　也

２売りさばき人の項「釧路市農業協同組合　昭和41.10．6　釧路市農業協同組合新橋支所」を削り、「阿寒町農業協同組合　昭和48．7.12　阿寒町農業協同組合」を「阿寒農業協同組合　平成13．8．1　阿寒農業協同組合
同　新橋支店」に改める。

公　表

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年北海道条例第45号）第18条第２項の規定により、平成13年７月１日から９月30日までの北海道苦情審査委員の活動状況を次のとおり公表する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達　也

1　苦情申立ての状況

苦情申立ては11件となっており、表１及び表２のとおりである。

表１　対象機関別の苦情申立ての状況　（単位：件、人）

対象機関	苦情件数	申立人	
		個人	法人等
知事	5	2	3
総務部	0	0	0
総合企画部	2	1	1
環境生活部	0	0	0
保健福祉部	0	0	0
経済部	1	1	0
農政部	0	0	0
水産林務部	1	0	1
建設部	1	0	1
出納局	0	0	0
教育委員会	3	1	2
選挙管理委員会	0	0	0
連合海区漁業調整委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0
小計	8	3	5
道の機関以外	3	3	0
合計	11	6	5

（注）知事部局の所管部（局）別内訳には、支庁等出先機関に係るものを含む。

表２　申立事項

区分	件数	申立事項
総合企画部	2	ホーストレッキングについて
		広報誌の配布について
経済部	1	職員の窓口対応について
水産林務部	1	遊漁船について
建設部	1	公共工事の設計変更について
教育委員会	3	入札指名について
		教員の配置について
		物品購入について
道の機関外	3	中小企業マーケティングアドバイザーについて
		職務質問について
		検察審査会について
合計	11	

2　苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理の内訳は、表３のとおりである。

表３　苦情の処理状況

区分		件数
申立てに対する処理の状況	審査を終えた事案	6
	審査をしない事案	0
	審査を行っている事案	3
	審査を中止した事案	0
	制度の対象外となった事案	4
	内容を検討している事案	3
	合計	16

※今回の処理件数には、前回の公表において審査検討中の申立ての５件が含まれている。

3　苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表４のとおりである。

表４　審査の結果

区分		件数
審査結果の内訳	申立ての趣旨に沿ったもの	1
	申立ての趣旨に一部沿ったもの	1
	道の機関の行為に不備がないもの	4
	合計	6

4　勧告及び意見表明の状況

勧告及び意見表明したものはなかった。

公　告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年10月12日

北海道知事　堀　達　也

1　業務概要

(1)　業務名　地域文化サポートネット整備事業

(2)　業務内容　道内で活動している文化団体、文化活動実践者や指導者、文化をテーマとしたまちづくり事例などの文化関係各種情報をデータベース化の上、ホームページ上で提供するとともに、データ管理等を容易に行えるシステムの開発を委託する。

(3)　履行期限　平成14年３月20日

2　参加資格及び選定基準

(1)　プロポーザルの提出者に要求される資格

ア　資本金が1,000万円以上の営利法人であること又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく法人格を有すること。

イ　道内業者又は道内に営業拠点を有すること。

ウ　過去にインターネット環境で稼働するホームページやデータベース・システムの開発業務を受託し、確実に履行した実績を有すること。

(2)　プロポーザルの選定基準

ア　緊急地域雇用特別対策推進事業としての条件の満足度

新規雇用数、雇用期間及び新たな就業の可能性

事業の実施に伴う新規の雇用及び就業機会の創出に係る労務費の割合が、原則として委託料の25%以上を確保できること。

イ　業務処理体制

責任者を含む実施体制等

ウ　企画提案の妥当性

システムの操作性、活用者への利便性、ホームページの展開及びデザイン、データ等維持管理の容易性、拡張等

3　手続等

(1)　担当部局

郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道環境生活部生活文化・青少年室文化振興課

電話番号 011－231－4111　内線 24－415

ファクシミリ 011－232－8695

E-mail bunsei3.bunka@pref.hokkaido.jp

(2)　プロポーザル説明書の交付期間及び交付場所

平成13年10月12日（金）から18日（木）まで

（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前９時から午後５時まで）

交付場所は、3(1)に同じ。

(3)　参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

平成13年10月19日（金）午後５時

提出場所は、3(1)に同じ。
持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
(4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法
平成13年11月1日（木）午後5時
提出場所は、3(1)に同じ。
持参すること。
4 その他
(1) 手続において使用する言語、通貨
日本語、日本円
(2) 契約書作成の要否
要
(3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
(4) プロポーザルに関する説明
提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。
(5) 詳細は、プロポーザル説明書による。

支　庁　告　示

北海道渡島支庁告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年10月12日

北海道渡島支庁長　泉　川　睦　雄

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称　山越郡八雲町栄町55番1
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名　札幌市南区真駒内本町3丁目8番10号　日沖　洋子
3 開発許可年月日及び番号　平成13年7月4日　渡建指第13－5号

北海道十勝支庁告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年10月12日

北海道十勝支庁長　尾　山　篤　冶

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称　河西郡芽室町芽室南4線17番2、17番35、17番36、17番37、17番38、17番39、17番40、17番41、17番42、17番43、17番44、17番45、17番46、17番47、17番48、17番49、17番50、17番51、17番52、17番53、17番54、17番55、17番56、17番57、17番58、17番59
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名　河西郡芽室町東2条2丁目14番地　芽室町土地開発公社理事長　常山　誠
3 開発許可年月日及び番号　平成13年7月12日　十建指第13－8号

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年10月12日

北海道教育庁石狩教育局長　藤　谷　剛　教

1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ　1式　287台
2 落札を決定した日
平成13年9月13日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏　名　株式会社北海道日情システムズ
(2) 住　所　札幌市中央区南8条西4丁目422－5
4 落札金額
28,304,850円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁石狩教育局告示第4号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名　称　北海道教育庁石狩教育局企画総務課
(2) 所在地　北海道札幌市中央区北3条西7丁目

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年10月12日

北海道教育庁釧路教育局長　西　村　　守

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ　　１式　32台×１校（普通科）

パーソナルコンピュータ　　１式　７台×１校（聾学校）

(2)　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　契約期間　　平成14年１月４日から３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年12月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4)　納入期日　　平成14年１月４日（金）

(5)　納入場所　　北海道阿寒高等学校、北海道釧路聾学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成13年10月12日から11月２日まで

イ　申請の方法　　申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 085－0835　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道釧路市浦見２丁目１番１号　北海道教育庁釧路教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
北海道教育庁釧路教育局会議室（北海道釧路支庁別館）（郵送による場合は、郵便番号 085－0835　北海道教育庁釧路教育局企画総務課）

(2)　入札日時　　平成13年11月28日（水）　午前10時（郵送による場合は、平成13年11月27日までに必着のこと。）

(3)　開札場所　　(1)に同じ。

(4)　開札日時　　(2)に同じ。

6　入札保証金

入札保証金は、免除する。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2)　交付方法　　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名　　称　北海道教育庁釧路教育局企画総務課
イ 所　在　地　郵便番号 085－0835　北海道釧路市浦見２丁目１番１号
電話番号 0154－41－1131　内線 3117
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止などが有り得る。
(6) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured ;
a. Personal Computer 32 1set
b. Personal Computer 7 1set
B. Bid tendering date and time :
10 : 00 A. M. November. 28, 2001
(If mailed, bids must arrive no later than November. 27)
C. Contact
Accounting Division, General Affairs Department,
Kushiro District Bureau of Education,Hokkaido Government 1-1, Urami 2, Kushiro,
Hokkaido, 085-0835, Japan
Phone : 0154-41-1131 Ext. 3117

道地方労働委員会訓令

北海道地方労働委員会訓令第２号

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成13年10月12日

北海道地方労働委員会会長　藤　本　昭　夫

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「課長」の次に「（事務局に置かれた参事を含む。以下同じ。）」を加える。

第８条第２項中「、課長補佐」の次に「（相当職を含む。以下同じ。）（２人以上置かれている課にあっては課長の指定する順序による。）」を、「係長」の次に「（相当職を含む。）」を加える。

第18条第１項中「当該事務」を「当該文書に係る事務」に改め、「主管する課（」の次に「課に相当する組織を含む。」を加え、「の課長」を「の長」に改める。

第24条第１項第１号中「課長等」を「課長」に改め、同項第２号中「他の課」を「他の課等」に、「当該課」を「当該課等」に改める。

第25条第１項中「課長等」を「課長」に改める。

第36条中「文書課」を「法制文書課」に改める。

別表第１の課長専決事項に次の１事項を加える。

５　参事（個別対策）

個別的労使紛争事件に関することのうち、次の事項に関すること。

(1) 担当職員の指名
(2) あっせん開始期日の通知

別表第２の表中「｜公示文書｜公　示｜」を「｜公示文書｜告　示｜」に改める。

別表第３の表中「Ｂ文書議事」を「Ｂ企画調整」に、

「

	C調査資料	Kその他	雑件	1
		L調　査	公益事業調査	10
			その他の調査	1
		M図書資料	図書台帳	永
			図書資料関係文書	1
		N広　報	月報編集刊行	3
			月報配布関係文書	1
			年史編集刊行	5
		Oその他	雑件	1

」を

「

		K調　査	公益事業調査	10
			その他の調査	1
		L図書資料	図書台帳	永
			図書資料関係文書	1
		M広　報	月報編集刊行	3
			月報配布関係文書	1
			年史編集刊行	5
		Nその他	雑件	1

」に、

「

	Eその他	Fその他	雑件	1

」を

「

D個別対策	Eその他	Fその他	雑件	1
	A総括	A総括	例規	永
	B個別事件	B個別事件	個別事件台帳	永
			個別事件記録	10
			あっせん開始報告	3
			あっせん終結報告	3
	C調査	C調査	調査関係書類	5
	Dその他	Dその他	雑件	1

」に改める。

別記第１号様式欄外注の事項を削る。

別記第３号様式欄外注の事項中「、法規文書にあっては公布月日を」及び「（指令及び達を除く。）」を削る。

別記第９号様式中「部課名」を「課名」に改める。

別記第14号様式中「文書議事係長」を「企画調整係長」に改める。

附　則

この訓令は、平成13年10月12日から施行し、この訓令による改正後の北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程は、同年10月１日から適用する。

収用委員会告示

北海道収用委員会告示第４号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の２の規定により使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成13年10月12日

北海道収用委員会会長　高　田　照　市

1(1)　起業者の名称及び所在
北海道電力株式会社
代表者　代表取締役　南山　英雄
札幌市中央区大通東１丁目２番地

(2)　事業の種類
特別高圧送電線鹿越支線保全事業

(3)　裁決手続開始を決定する土地

裁決手続開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	登記簿上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示 受付年月日 受付番号	権利の表示 種類
富良野市字東山	1277番	原野	4,545㎡	4,542㎡	719㎡	千葉　初男	室蘭市港南町２丁目22番12号（登記簿上）室蘭市増市町１丁目17番14号	なし	なし	なし	なし
	1272番３	山林	171㎡	174㎡	61㎡						

別添図面省略

(4)　裁決手続開始決定の年月日
平成13年10月４日

2(1)　起業者の名称及び所在
北海道電力株式会社
代表者　代表取締役　南山　英雄
札幌市中央区大通東１丁目２番地

(2)　事業の種類
特別高圧送電線鹿越支線保全事業

(3)　裁決手続開始を決定する土地

北海道公報　第1305号

裁決手続開始を決定する土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	登記簿上の地積（㎡）	実測地積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示 受付年月日 受付番号	種類
富良野市字東山	1461番	山林	323㎡	323㎡	32㎡	千葉　初男	室蘭市港南町２丁目22番12号	なし	なし	なし	なし
	1456番	山林	13,100㎡	12,922㎡	2,048㎡						
	1460番	山林	370㎡	171㎡	138㎡						

別添図面省略

(4)　裁決手続開始決定の年月日

平成13年10月４日

道警察本部告示

北海道警察本部告示第134号

平成13年北海道警察本部告示第131号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成13年10月12日

北海道警察本部長　山　田　高　廣

１の(1)のイの(イ)の事項中「963時間」を「301時間」に改める。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

印刷　富士ゼロックス北海道株式会社
編集　北海道総務部法制文書課
発行